

## 6. 別記 5 事業認定申請図書作成要領

# 事業認定申請図書等作成業務実施要領

## 第1章 総 則

### (総則)

第1条 この要領は、用地調査等業務共通仕様書の規定による事業認定申請図書等の作成に関する業務を委託する場合に適用するものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「法」とは、土地収用法（昭和26年法律第219号）をいう。

2 この要領において「建設省令」とは、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）をいう。

3 この要領において「協議用資料」とは、起業者が事業認定機関に対する事前協議を行うために必要となる法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）の(案)並びにこれらに関連する参考資料を総称していう。ただし、法第32条の規定により手続を保留しようとする起業地がある場合には、この申立書(案)も「協議用資料の法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類の(案)」に含まれるものとする。

4 この要領において「本申請図書」とは、事業認定機関との事前協議の完了に伴う法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類をいう。

5 この要領において「法4条地」とは、法第4条に規定する土地をいう。

6 この要領において「法令制限地」とは、土地利用について各種の法令の規定による制限が課せられている起業地内の土地をいう。

7 この要領において「意見照会書類」とは、法第18条第2項第3号から第6号までの規定により本申請図書へ添付することとなる書面・意見書のために必要となる各協議・意見照会文(案)及びその添付図面をいう。

8 この要領において「参考資料」とは、起業者が事業認定機関に対する事前協議を行う際に、事業認定機関に提出することとなる「法第18条の規定による事業認定申請書及びその添付書類」の記載事項の根拠等を証明、説明するためにまとめた資料をいう。

## 第2章 事業認定申請図書作成の準備

### (準備打合せ)

第3条 受注者は、協議用資料の作成を行うにあたっては、その作業方針及び作業工程について、事前に監督職員と打合せを行うものとする。

### (現地踏査)

第4条 受注者は、協議用資料の作成に着手する前又は必要に応じて、起業地及びその周辺の現地踏査

を行い概況を把握するものとする。

2 前項の概況の把握にあたっては、協議用資料の作成に必要な資料を収集するものとする。

(調査及び物件の計測、精査等)

第5条 受注者は、協議用資料の作成に必要な次の各号に掲げる事項について、関係官公署、事業所等に備える管理台帳等により調査するものとする。

- 一 起業地が存する土地の県・郡・市・町・村・大字及び字の名称並びにその境界の位置
- 二 法4条地がある場合には、当該土地等の所在地、現に供している事業（施設）の種類（名称、構造、規格、規模）、管理者
- 三 法令制限地がある場合には、その制限がある区域の範囲（郡・市・町・村・大字及び字の名称）、現に供している事業（施設）の種類、根拠法令、管理者
- 四 事業の施行に際してあらかじめ行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合には、その土地等の区域又は位置の所在地、根拠法令、処分権者

2 受注者は、前項の調査結果に基づき、すみやかに現地において確認、計測し、その計測結果に基づき、事業別に法4条地の面積、数量を計算するものとする。

### 第3章 協議用資料の作成

(協議用資料の作成等)

第6条 受注者は、第3条から前条までの作業に基づき、協議用資料を作成するものとする。

2 受注者は、前項の実施にあたっては、事業計画書や起業地及び事業計画を表示する図面等の作成の基本方針（事項）について、事前に監督職員の指示、確認を受けるものとする。

(協議用資料の作成方法等)

第7条 受注者は、協議用資料の作成にあたっては、法及び建設省令の規定に従うほか、「事業認定申請マニュアル（土地収用法実務研究会編集）」に基づき行うものとする。

2 前項の規定によるほか、次の各号の方法により作成するものとするが、必要に応じてその都度監督職員の指示、確認を受けるものとする。

一 事業認定申請書(案)について

事業認定申請書(案)（ただし、ここでは事業計画書、法4条地調書、意見照会書類及び手続の保留の申立書を含むものとする。）は、原則としてフロッピーディスク（ワードプロセッサ）に保存登録するものとする。

二 起業地位置図について

イ 起業地位置図は、原則として国土地理院発行の25,000分の1の地形図を用いることとし、国土地理院発行の地形図を複写する場合は、国土地理院の承認が必要となることに注意すること。

ロ 起業地（ルート、ランプ・橋梁等の構造物について）をできるだけ忠実に起業地位置図の上に

表すこと。

ハ 事業認定申請区間は「起業地」として旗上げ表示し、延長（L＝〇〇km）を記入するとともに、事業認定申請書(案)の起終点位置も表示すること。（〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内として表示する。）

ニ 起業地が全体計画の一部であるときは「全体計画」も旗上げ表示し、ハと同様に延長及び起終点位置も表示すること。

ホ 起業地は赤色で表示することとし、起業地が全体計画の一部である場合は、起業地以外を黒色で表示すること。

ヘ 1枚の図面で起業地又は全体計画が表示できない場合は、図面を貼り合わせて作成する。


### 三 起業地表示図及び事業計画表示図等について

イ 発注者が貸与する工事平面図等をもとに、複写できる原図（以下「第二原図」）を作成したうえで必要部数を作成すること。

ロ イで作成した第二原図（平面図）には、県・郡・市・町・村・大字及び字の境界を記載し、かつ、その名称を記載して起業地がどの字内に存するかを明らかにすること。（この場合において、法務局備付の字図や登記簿を閲覧し、字の脱漏や誤記等がないよう入念に精査するものとする。）

なお、字等の地名の表示については、登記簿に記載されている文字により、またその境界表示方法については、国土地理院が使用する記号によるものとし、これにない大字界・字界は次により表示すること。

大字界  (太線)

字 界  (細線)

また、起業地が所在する地名が明らかになるよう県郡市町村名までを図面上に表示すること。（〇〇県〇〇郡〇〇町地内として表示する。）

ハ 着色は色鉛筆で行い、色のむら、漏れ落ち、はみ出し等の無いよう、丁寧に塗ること。また、同種類のを2部以上作成する場合には、図面によって着色範囲の相違、色の濃淡、着色位置のズレ等が無いよう注意すること。

ニ 標準横断図は、縮尺100分の1を標準とし、図面ごとに構造区分と測点を表示するとともに起業地幅員を旗上げ表示することを原則とする。

なお、道路及び河川事業の場合の作成断面は、次の事項を標準とする。

（道路事業の場合）平地部、切土部、盛土部、高架部、橋梁部、トンネル部等の構造及び断面構成別ごとに、それぞれの標準的な位置とする。

（河川事業の場合）起点部、中心部、終点部の位置別並びに構造及び断面構成別ごとに、それぞれの標準的な位置とする。

ホ 縦断図を作成するときは、縮尺縦100分の1、横1,000分の1を標準として作成し、縦断面のうち、一部区間のみが起業地となる場合には、当該区間のみを「起業地」として旗上げすること。

#### 四 法4条地を表示する図面について

イ 前号イで作成した図面に、法4号地ごとに起点側から一連番号（法4条地調書の図面番号）を付して旗上げすること。

ロ 法4条地の種類ごとに適宜の色で統一的に着色すること。着色にあたっては、色鉛筆で行い、色のむら、はみ出し、ズレ等の無いよう、丁寧に塗ること。

なお、法4条地等が重複する場合（例えば橋の部分、河川区域上空の送電線等）は上側の色で着色すること。

〈着色例〉

道 路 …… 茶色	河川・水路 …… 水色
送 電 線 …… 紫色	配 電 線 …… 紫色線
通 信 線 …… 橙色	上水道管 …… 青色線
下水道管 …… ねずみ色線	ガ ス 管 …… 黄土色線
鉄 道 …… 薄黒色	

#### 五 法令制限地について

3号イで作成した図面に、法令制限地の位置・範囲がわかるよう区域線や引き出し線を用いて、起点側から法令制限地毎に一連番号を付して旗上げすること。

六 申請にかかる事業が都市計画と整合している場合には、原則としてルート比較を省略することができるが、ルート比較を必要とする場合は、ルート比較図（起業地比較図）及びルート比較表（起業地比較表）を作成すること。また、関連事業についても前記と同様に資料を作成し、参考資料において説明するものとし、その他構造物一般図等は必要に応じて作成すること。

#### 七 参考資料について

イ まとめにあたっては、資料項目ごとに整理番号を付け、その番号ごとにページを付けて目次を作成すること。（起点側から資料を整理すること。）

ロ 各資料のうち部分的箇所だけが当該事業に係る場合には、当該箇所を着色等によりその旨を表示すること。

ハ 法令制限地については、その制限がある区域の所在地の名称、現に供している事業（施設）の種類、根拠法令、起業地に編入する面積、管理者等をまとめた調書（一覧表）を作成すること。

ニ 土地所有者等との交渉状況に関する資料には、土地所有者等ごとに、その意見・要望をまとめた残件調書及び残件位置図を作成すること。

八 図面は、A4サイズに製本できるよう縦280mm、横170mm程度の大きさに折り、事業認定申請書に合わせて図面タイトル（名称、図面番号、縮尺、起業者名等）を貼付すること。

九 製本は「事業認定申請書及び添付図書の(案)」と「参考資料」に分けてA4サイズで行い、それぞれの表紙にはタイトル（図書名、事業名、起業者名、年度等）を表示するものとする。なお、参考資料については、整理番号の見出しを添付するものとする。

十 起業地面積等の計算は、用地実測平面図及び起業地表示図により、起業地内全ての土地等につい

て収用又は使用の別（本体事業・関連事業・付帯事業）ごとに各地目別の面積並びに物件の種別及び数量（戸・棟）を集計するものとする。

- 3 協議用資料の提出部数は、事業認定機関用と本庁事業課用の各1部に事務所用1部を加えた3部を原則とする。ただし、事業認定申請書(案)を保存登録したフロッピーディスク並びに事業認定申請書の添付図書(案)のうち、起業地、事業計画及び法4条地を表示した図面等の第二原図も提出することとする。

#### （協議用資料の修正）

第8条 受注者は、協議用資料の作成の過程において、各資料ごとに適宜監督職員の指示を受けて、成果品としてまとめるまでに、必要に応じて当該資料を修正するものとする。

## 第4章 本申請図書の作成

#### （本申請図書の作成等）

第9条 受注者は、発注者が提示する協議用資料の事業認定申請書及びその添付書類の最終案をもとに、監督職員と打合せのうえ、本申請図書を作成するものとする。

- 2 受注者は、本申請図書の作成にあたっては、第7条第1項及び第2項の規定を適用するものとし、丁寧に仕上げなければならない。
- 3 受注者は、第1項及び前項の実施にあたっては、発注者から、事業認定申請書(案)を保存登録したフロッピーディスク並びに事業認定申請書の添付図書(案)のうち、起業地、事業計画及び法4条地を表示した図面等の第二原図の貸与を受けるものとする。
- 4 作成部数は、建設省令第2条に規定されている部数に、事務用の副本2部（本庁・事務所）を加えた部数とする。
- 5 本申請図書（事業認定申請書に添付される図面を除く。）には、ページを付し、事業認定申請手続に関して委任状が提出されている場合は、請負者は発注者より委任状の提出を受け、委任状の原本を添付して作成すること。
- 7 本申請図書には、正本、写しの別を表示すること。

## 第5章 裁決申請図書の作成

#### （裁決申請書（案）の作成）

第10条 受注者は、監督職員の指示により、法第40条に規定する裁決申請書(案)を作成するものとする。（様式については、施行規則別記様式第10のとおり。）

#### （事業計画の作成）

第11条 受注者は、既に告示された事業認定の申請書に添付した事業計画書を参考とし、監督職員の

指示を受け事業計画書を作成するものとする。

#### (起業地及び事業計画を表示する図面等の作成)

第12条 受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

##### 一 位置図

告示された事業認定の申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

##### 二 起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。ただし、図面の着色にあたっては、起業地の範囲を薄い黄色（使用の部分は薄い緑色）で、また、このうち裁決申請しようとする土地については、その土地の範囲を薄い赤色で着色表示するものとする。

#### (法第40条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第13条 受注者は、法の定めに従って収用又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。（様式については、監督職員の指示のとおりとする。）

##### 一 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番、及び地目

##### 二 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）

##### 三 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

##### 四 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

##### 五 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

##### 六 権利を取得し、又は消滅させる時期

#### (施行規則第17条2号イの規定による証明書の作成)

第14条 受注者は、法第40条第2項により不明裁決を申請する場合は、監督職員の指示により証明書（案）を作成するものとする。

#### (土地調書(案)の作成)

第15条 受注者は、法第36条の定めに従って次の各号を記載した土地調書(案)を作成するものとする。（様式については、施行規則別記様式第8のとおり。）ただし、権利者から署名押印を求める業務は含まないものとする。

##### 一 起業者の氏名及び住所

##### 二 事業の種類

##### 三 起業地

##### 四 事業の認定の告示の年月日

##### 五 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日

##### 六 土地所有者の氏名及び住所

##### 七 関係人の氏名及び住所

##### 八 土地の所在

2 受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、収用予定の部分は薄い赤色、使用予定の部分は薄い緑色で着色した実測平面図の写しを添付するものとする。

一 縮尺は250分の1とする。ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

二 土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点第3位を切り捨て小数点第2位までとする。

## 第6章 明渡裁決申立書の作成

### (明渡裁決申立書(案)の作成)

第16条 受注者は、施行規則別記様式第10の3に定められた様式に従い、明渡裁決申立書(案)を作成するものとする。

### (法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第17条 受注者は、法の定めに従って市町村別に次の各号を記載した書類（法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成）を作成するものとする。

一 土地の所在、地番、及び地目

二 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。）

三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

四 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳

五 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

### (物件調書(案)の作成)

第18条 受注者は、法第36条の定めに従って次の各号を記載した物件調書(案)を作成するものとする。

（様式については、施行規則別記様式第9号のとおり。）

一 起業者の氏名及び住所

二 事業の種類

三 起業地

四 事業の認定の告示の年月日

五 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始の告示の年月日

六 土地所有者の氏名及び住所

七 関係人の氏名及び住所

八 物件がある土地の所在



## 第7章 その他参考となる資料の作成

### (その他参考となる資料の作成)

第19条 受注者は、次の各号によるほか監督職員の指示を受け、裁決申請図書及び明渡裁決申立書の説明資料として、別冊で作成するものとする。

- 一 申請地の土地登記簿謄本(写)及び建物登記簿謄本(写)
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにすること)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記簿(写))
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を説明するために必要な戸籍関係書類(写)及び相続関係説明図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する)
- 八 事業の認定の告示の官報の写し
- 九 収用等の対象地及び周辺の写真